

ID: 26

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町公民館条例 第7条第1項(第6条第2項及び指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成3年条例第27号		
【基準】			
第7条及び第8条の規定による。 (利用の許可)			
第7条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。			
2 館長は、前項の許可をする場合において、公民館の運営管理上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。			
(利用の制限)			
第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用の承認をしないものとする。			
(1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の規定に該当すると認められるとき。			
(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。			
(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。			
(4) 利用にあたって仮設備等の取付けを必要とし、建物及びその付属設備を著しく傷めると認められるとき。			
(5) 公民館の目的にあわないと認められるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日